

2025 年 8 月 21 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 デ ジ タ ル プ ラ ス
住 所 東 京 都 渋 谷 区 元 代 々 木 町 3 0 番 1 3 号
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 菊 池 誠 晃
(コード番号：3691 東証グロース市場)
問 い 合 わ せ 先 取 締 役 C F O 加 藤 涼
兼 グ ル ー プ 本 部 長
TEL. 03-5465-0690

暗号資産・ビットコインの購入に関するお知らせ

当社子会社である株式会社デジタルフィンテックは、2025 年 8 月 5 日開催の取締役会において、暗号資産（ビットコイン）の購入について代表取締役 菊池誠晃に一任しておりましたが、本日暗号資産（ビットコイン）の購入内容を決定いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 暗号資産購入の理由

デジタルギフト®と連携し、株主優待やキャンペーンなどで当社サービスを通じて暗号資産をスムーズに送付/受取が可能な仕組みの実現を目指し、検討を進めていくため試験的に購入をするものです。

2. 暗号資産購入の内容

- (1) 購入する暗号資産 : 暗号資産 1 銘柄（ビットコイン）
- (2) 購入時期 : 2025 年 9 月期 第 4 四半期中
- (3) 購入金額 : 1,000,000 円

3. 制度・税制の背景

暗号資産を取り巻く制度・税制は 2025 年に大きな転換点を迎えています。

① 暗号資産仲介業の新設（2025 年 6 月施行改正資金決済法）

暗号資産仲介業の登録制により参入障壁が低下し、企業による暗号資産活用の幅が広がります。仲介業者は、利用者と暗号資産交換業者の間に立ち、売買や送付の取引を仲介できるようになります。これにより、当社のように B to B 領域で送金・還元施策を持つ事業者は、自社サービス上で暗号資産をよりスムーズに組み込み、株主還元や法人間取引に活用する新たな形を提供できるようになります。

② 税制改正による課税方式の見直し

現行の含み益課税から申告分離課税への移行も議論されており、個人がより暗号資産を保有しやすい環境が整備される可能性があります。

③ 法的位置づけの変化

暗号資産を資金決済法から金融商品取引法の枠組みに移行させる案が検討されており、株式等に近い扱いとなることで、株主還元策としての安定性や透明性が高まる見込みです。

これらの動きは、暗号資産を株主優待・企業間決済などの形で安全かつ効果的に活用するための制度的基盤となり、当社の戦略推進を後押しするものです。

4. 今後の見通し

保有する暗号資産につきましては、四半期ごとに時価評価を行い、その評価損益を損益計算書に計上いたします。なお、当該暗号資産（ビットコイン）購入による 2025 年 9 月期業績への影響につきましては、軽微であります。

今回の購入で知見を得た上で、様々なサービスへの拡大を検討してまいります。当社は今後も、株主の皆様とともに中長期的な企業価値向上を実現すべく、先進的な金融・デジタル技術の導入を推進してまいります。

以上